

■新規 □継続 □継続【一部新規】

要 望 事 項	子ども医療費助成制度の創設について
---------	-------------------

要 望 先	国	厚生労働省子ども家庭局母子保健課
	県	健康福祉部こどもみらい課

要 望 内 容	<p>○ 中学生までの医療費を全国一律で無料とする制度創設に係る国への働きかけについて</p>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <p>○ 当市の子ども医療費助成事業は、通院については中学生まで、入院については高校生までを給付対象として実施しており、子育て中の家庭が安心して子育てできるよう、医療費に係る負担軽減を図っております。</p> <p>○ このうち、未就学児分については、県の「乳幼児はつらつ育成事業」の補助金を活用しておりますが、子ども医療費助成事業については、全体の約71%を当市が負担しております。</p> <p>○ 当市では、未就学児、就学児（小・中学生）ともに、給付の要件として所得制限を設けていることで、未就学児の約11%、就学児の約53%の世帯では医療費を自己負担しており、所得制限により給付を受けられない保護者からは、子どもに係る医療費の負担軽減について平等を求める声が寄せられております。</p> <p>○ また、県内の市町村においては、子ども医療費助成事業に係る対象要件に違いがあることから、地域間で子ども医療費の助成に格差が生じている現状です。</p> <p><b>【具体的内容】</b></p> <p>○ 県においては、子育て世帯の経済的負担の軽減及び地域による子どもの医療費助成の格差是正を図るため、中学生までの医療費を全国一律で無料とする制度の創設について、財政支援も含め国への働きかけをお願いいたします。</p> <p><b>【効果等】</b></p> <p>○ 国の子ども医療助成制度の創設により、中学生までの医療に係る家庭の経済的負担の軽減が図られることで、子どもを産み育てやすい環境づくりが促進され、少子化対策としても大変大きな効果が得られます。</p>

現在までの主な経過・参考事項	<p>&lt;主な経過&gt;</p> <p>平成25年 4月 7～18歳までの入院対象、入院の自己負担（1日500円）廃止</p> <p>平成26年 8月 4～6歳児の外来自己負担（月1,500円）を廃止</p> <p>平成29年10月 外来の給付対象を中学生まで拡充</p> <p>令和元年10月 乳幼児に係る所得制限を緩和</p>
----------------	--

担当部課：健康こども部こども家庭課

県の処理方針（健康福祉部 こどもみらい課）	
経緯	<p>1 県では、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進し、乳幼児の健康保持増進、出生育児環境の向上及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的として、平成5年10月から青森県乳幼児はつらつ育成事業を行っています。</p> <p>当該事業の実施主体は市町村であり、県は事業を実施した市町村に対し補助を行っています。県では、これまで対象年齢の拡大や所得制限の見直しなどを行い制度の充実を図ってきました。現在は県内全市町村において、各市町村の制度により乳幼児等医療費助成事業が実施されています。</p> <p>2 県の補助事業については、現在、0歳児から就学前児童の入院時食事養療費を除く入院・通院を補助対象としており、平成30年10月からは、少子化対策の一層の充実と県内市町村の所得制限の均衡を図る観点から、乳幼児の保護者の所得制限を緩和し、所得の上限額を約2倍に引き上げ、対象者を拡大して実施しているところですが。</p> <p>3 なお、地方公共団体が独自に行う医療費助成事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置について、国では、全ての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している実態を踏まえ、市町村の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度から未就学児までを対象とした助成に対しては、当該減額調整措置を行わないこととしたところですが。</p>
処理方針	<p>子どもの医療費の無料化は、全国の各自治体において格差が生じることのないよう、国の責任において行うべき重要な少子化対策であると考えており、全国共通の安定した制度とするために、これまでも青森県重点施策提案や全国知事会をはじめとする様々な機会を捉えて国に働きかけてきたところですが、今後も継続して働きかけていきたいと考えています。</p>